

申請手続等の見直しに関する調査
一戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—

結果に基づく勧告

平成 29 年 3 月

総務省

前　書　き

国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等（以下「申請手続等」という。）を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。

申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。

申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）については、多くの申請手続等において提出が求められているところであるが、住民票の写しの提出に比べ、申請者に対して取得の費用・手間の面から多くの負担となっている。

そして、このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

1 戸籍謄本等に関する申請手続等の概要と現状-----	1
2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し	
(1) 関連制度等-----	2
(2) 調査結果-----	3
3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進	
(1) 関連制度等-----	8
(2) 調査結果-----	8

1 戸籍謄本等に関する申請手続等の概要と現状

国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等（以下「申請手続等」という。）を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。

申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。

申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）については、多くの申請手続等において提出が求められており、次のような状況となっている。

i) ①戸籍謄本等の交付手数料（450円）は、一般に住民票の写しの交付手数料（300円程度）より高額である、②本籍地と住所地が異なる場合には本籍地の市町村に郵送による交付申請を行う必要があり手間がかかる、③身分事項などいわゆる機微情報が記載されている。

ii) 申請手続等の中には戸籍謄本等の提出を求めることなく、住民票の写しの提出を求めているものがある。

iii) 相続の際に必要とされる手続の多くで戸籍謄本等の提出を求めているが、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続がある。

このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。

2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

(1) 関連制度等

申請手続等において、添付書類により申請者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）等を行うものがあり、本人確認等に利用されている主な文書としては、戸籍謄本等、住民票及び身分証明書がある。

ア 戸籍謄本等

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度とされており、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第1項に基づき、本籍地の市町村長が編製している。戸籍には、「本籍」「氏名」「出生の年月日」「戸籍に入った原因及び年月日」「実父母の氏名及び実父母との続柄」「養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄」「夫婦については夫又は妻である旨」「他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示」等（注）が記載されている。戸籍は日本国民である限り編製され、戸籍簿から除かれた戸籍がつづられる除籍簿については、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第5条第4項により、150年間保存することとされている。

戸籍謄本等の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、条例が準拠している地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）では、一通につき450円とされている。

また、交付請求先は本籍地の市町村であるため、住所地の市町村と異なる場合には、郵送による申請が必要であるなど一定の負担が発生する。

（注）そのほか、平成12年4月の成年後見制度施行以前に禁治産・準禁治産の宣告を受けている旨が記載されている（本人が戸籍から後見登記等ファイルへ移行申請を行っている場合を除く。）。

イ 住民票

住民票（住民基本台帳）は、住民の居住関係を公証するものとされ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に基づき、市町村長が作成している。日本国民であっても、日本国外に転出した場合には、住民

票は作成されない。住民票には、「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「本籍地」「住所」等が記載されている。

住民票の写しの交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね 300 円程度となっている。

住民票の写しは、①交付手数料が戸籍謄本等より安価であること、②住所地の市町村に交付の申請ができることから、本籍地の市町村に交付の申請をしなければならない戸籍謄本等に比べて容易に取得できる。

ウ 本籍地の市町村長が発行している身分証明書

身分証明書は、禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものとされ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に基づき、本籍地の市町村長が作成している。身分証明書には、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことのほか、氏名、生年月日及び本籍地が記載されている。

身分証明書の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね 300 円から 600 円程度となっている。

(2) 調査結果

今回、申請手続等のうち、国家資格の登録申請や事業の許可等の手続を把握し、戸籍謄本等の提出が必要な 75 手続全て（親族関係の身分関係を把握するなどのために戸籍謄本等の提出を必要としていることが明らかな手続は除く。）について、戸籍謄本等の提出を必要とする理由及び戸籍謄本等による確認内容を調査した。

また、戸籍謄本等の提出の必要性を検討する観点から、本籍記載のある住民票の写しの提出が必要な 135 手続のうち 49 手続、本籍記載のない住民票の写しの提出が必要な 97 手続のうち 31 手続、戸籍謄本等及び住民票の写しの提出が不要な 136 手続のうち 50 手続について、戸籍謄本等の提出を不要としていることによる支障の有無等を調査した。

その結果、戸籍謄本等の提出が必要な 75 手続については、次のとおり、

戸籍謄本等でしか対応できないと考えられる手続がある一方、必ずしも戸籍謄本等の提出が必要でないと考えられる手續がみられた。

ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続（14手続）

戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。

- ① 本人確認のため、「氏名」「生年月日」及び「本籍地」（以下、これらを総称して「3情報」という。）を確認している手続【公有水面埋立免許の申請等9手続】
- ② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴^(注)を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続【軽油引取税における元売業者の指定の申請、港湾運送事業の許可の申請等4手続】
(注) 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者等
- ③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手續【海事補佐人の登録の申請1手続】

一方、上記手続と同様の内容を確認している手續の中には、戸籍謄本等の提出を求めるうことなく、本籍記載のある住民票の写しにより本人確認等を行っている手續（司法書士の登録の申請、栄養士免許の申請等）があり、これらの手續においては、本人確認等に特段の支障は認められなかつた。

これらを踏まえると、i) 本人確認のため、ii) 犯歴照会のため及びiii) 所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している上記手續については、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能と考えられる。

なお、本人確認のために「本籍地」を確認することについては、本籍地は、国民が海外に転出した場合にも日本国民である限りは維持されることなどから、厳格に本人を特定する上で一定の意義があると考えられる。

イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続（26手続）

試験申込等から登録申請までの間に婚姻等により「氏名」又は「本籍地」の変更が生じた場合、戸籍謄本等により変更前後の「氏名」等を確認している手続があったが、これらの手続は、「氏名」等に変更が生じていない者にも戸籍謄本等の提出を求めている。

戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。

- ① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【登録政治資金監査人の登録の申請、医師免許の申請等19手続】
- ② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【行政書士の登録の申請、税理士の登録の申請2手続】
- ③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【獣医師免許の申請等2手続】
- ④ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【公認会計士の開業登録の申請等3手続】

しかし、上記の本人確認等のために確認している3情報については、前述のとおり、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能である。

また、試験申込等から登録申請までの間に婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更があった場合、変更前後の「氏名」又は「本籍地」については、戸籍謄本等でのみ確認可能であるが、変更のない者が大多数であると考えられる。上記手続と同様の内容を確認している手続の中には「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続（柔道整復師免許の申請、歯科衛生士免許の申請、あん摩マッサージ指圧師免許の申請等）があり、これらの手続においては、確認に特段の支障は認められなかった。

そのほか、上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、別途提出を求めている身分証明書により本人確認を行っている手続（貸金業取扱主任者の登録の申請）があり、当該手続においては、本人確認に特段の支障は認められなかった。

これらを踏まえると、上記手続については、「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めるることは可能と考えられる。

ウ 戸籍謄本等の提出を求めるに一定の合理性があると考えられる手続（35手続）

「日本国籍を有していること」、「禁治産者・準禁治産者でないこと」、「親子関係等があること」といった欠格事由等に該当していないことを確認するため、戸籍謄本等の提出を求める手続【自動車運転代行業の認定の申請、公証人の任命の申請、美術品の登録の申請、騎手免許の申請、耐空検査員の認定の申請等35手続】があった。これらは戸籍謄本等でのみ確認が可能であるため、戸籍謄本等の提出を求めるについて、一定の合理性があると認められた。

（今後の課題）

政府においては、行政手続コスト削減の観点から、規制改革、行政手続

の簡素化、IT化を一体的に進めることとしている。また、行政上の各種システムの構築や個人番号カード等の普及・高度化など申請手続等に関連するIT基盤の状況は、急速に変化している。

前述のとおり、厳格な本人確認として本籍地を確認することには一定の意義がある。他方、本籍地を確認しなくとも、本人確認として手続の要件を満たすことができるのであれば、住民票の写し等の提出を不要とし、住民基本台帳ネットワークや個人番号カード・公的個人認証の仕組み等を通じて得られる「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「住所」等の情報で本人確認を行うことで、申請者側の負担のみならず、添付書類の審査を行う行政側の負担軽減が見込まれる。

今後、各種申請手続における本人確認については、本籍情報の取得を当然の前提とすることなく、行政手続コスト削減等に取り組むことが適当である。

【所見】

したがって、関係府省は、戸籍謄本等の提出を求めている手続について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと。(総務省、国土交通省)
- ② 試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続については、法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと。(金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

(1) 関連制度等

相続時には、不動産の所有権移転登記の申請、遺族補償年金の請求、酒類販売業の相続の申告等の多くの手続において、戸籍謄本等（注）の提出が求められている。

民間企業においては、このような申請者の負担を踏まえ、申請者から提出された戸籍謄本等の返却や戸籍謄本等のコピーの受付を行っている場合がある。また、行政機関等においては、不動産の所有権移転登記の申請や年金の請求に係る手続では、法令や通知等に基づき、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している。他方、相続税の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等19手続においては、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこととされていない。

（注）本項目においては、「戸籍謄本等」には、戸籍謄本又は戸籍抄本のほか、除籍謄本又は除籍抄本も含む。

(2) 調査結果

ア 戸籍謄本等を返却することとされている手続

（ア）不動産の所有権移転登記の申請

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第55条に基づき、法務局においては、申請者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。

具体的には、申請者から戸籍謄本等とそのコピー（又は被相続人と相続人の関係を図式化した「相続関係説明図」）の提出を受け、職員が戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図）を照合し内容を確認した上で、登記手続完了後に、戸籍謄本等を返却している（郵送による返却の場合、申請者が郵送料を負担）。

（イ）年金（未支給年金等）の請求

日本年金機構が年金事務所に発出した「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成24年1月

12日付け給付指第2012-6)等に基づき、年金事務所及び市町村においては、請求者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。

具体的には、請求者から戸籍謄本等の提出を受け、職員がそのコピーを作成した上で、戸籍謄本等を返却している(郵送による返却の場合、請求者、年金事務所又は市町村が郵送料を負担)。

イ 戸籍謄本等を返却することとされていない手続

戸籍謄本等を返却することとされていない19手続について、返却することとされていない理由は、次のとおりである。

- ① 法令等に根拠がない。
- ② 手続実務を行う地方公共団体や地方支分部局(以下「地方公共団体等」という。)が戸籍謄本等を返却するかどうかを判断している。
- ③ 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要がある。
- ④ 事務的負担の増加を懸念している。
- ⑤ 戸籍謄本等の返却の要望がない。

(ア) 法令等に根拠がないとするもの

法令等に根拠がないので、戸籍謄本等を返却することができないとする手続【相続税の申告、理容所の開設者の地位の承継の届出、自動車の移転登録の申請等9手続】があったが、これらについては、法令改正や通知の発出等により返却することが可能となる。

また、9手続のうち4手続については、一部機関において、申請者等の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。これらの手続においては、戸籍謄本等を返却することによる特段の支障は認められなかった。

さらに、3手続については、戸籍謄本等は原本の提出を求めている一方、同じ手続で、住民票の写しや印鑑証明書等は、法令等により、コピーの提出を認めていた。このように戸籍謄本等とそれ以外の書類で原本の提出を求めるか否かを分けていることについて、合理的な理由は認められなかった。

(イ) 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの

戸籍謄本等を返却するかどうかは手続実務を行う地方公共団体等が判断しているとする手続【製造たばこの小売販売業の承継の届出、飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出等 5 手続】があった。これらについては、一部の地方公共団体等において、届出者の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。

なお、地方公共団体等では、これらの手続について、相続手続完了後に戸籍謄本等を利用するのではないとしている。

(ウ) 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの

他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとする手続【酒類販売業の相続の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 13 手続】があった。このうち 2 手続においては、都道府県警察本部や警察署からの照会に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、警察庁によると、当該手続に係る戸籍謄本等の原本の保管を警察庁として求める特段の理由は認められないとのことであった。

また、13 手続においては、他機関からの照会等に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、戸籍謄本等以外の提出書類の中には、コピーの受付や電子媒体（PDF）の受付を行っているものもあり、原本の保管はしていない。戸籍謄本等とそれ以外の提出書類において、他機関からの照会等に対する備えが必要であるという点は同じであり、戸籍謄本等についても、そのコピーを保管すれば足りると考えられる。

さらに、11 手続については、戸籍謄本等の原本でなければ、当該手続の事実認定を確認する訴訟が提起された場合等に、証拠能力に不安が

あるとしているが、戸籍謄本等を返却することとされている手続においては、手続に関する訴訟が提起された場合等に、戸籍謄本等のコピーにより対応しているが、証拠能力について特段の支障は生じていないとしている。

(I) 事務的負担の増加を懸念しているもの

戸籍謄本等を返却するに当たり、原本とそのコピーの照合作業、コピーが不明瞭な場合の再提出の要請等、返却を行うことによる事務的負担の増加を懸念しているとする手続【酒類販売業の相続の申告等2手続】があった。

しかし、戸籍謄本等を返却することとされている手続についてみると、不動産の所有権移転登記の申請及び年金の請求においては、申請者から要望があれば戸籍謄本等を返却しているが、特段の支障は生じていないとしている。さらに、年金の請求においては、平成23年11月から戸籍謄本等の返却を開始しているが、戸籍謄本等の返却により他の業務に影響を与えるような事務的負担の増加はなかったとしている。

(才) 戸籍謄本等の返却の要望が無いとするもの

当該手続において戸籍謄本等の返却に対する要望が無いため、返却をしていないとする手続【酒類販売業の相続の申告等2手続】があった。しかし、今回調査した結果、国民からは、相続手続全般に関して提出した戸籍謄本等の返却を求める要望が挙げられているところであり、相続手続全般において申請者にとって利便が高まる措置を行うことは重要であると考えられる。

(今後の課題)

法務省は、登記を含む相続手続全般で利用できる相続関係情報の証明書を発行する「法定相続情報証明制度」(仮称)(以下「証明制度」という。)の新設に向けて検討を進めている。相続人は、証明制度を利用することにより、相続手続の際に、戸籍謄本等に代えて相続関係情報の証明書を提出

することが可能となる予定である。

各府省においては、相続時における申請者により一層の負担軽減を図る観点から、法務省の証明制度の検討結果を踏まえ、証明制度の活用を検討することも重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと。
(財務省、厚生労働省)
- ② 戸籍謄本等を返却することとされていない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っている手続については、地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと。(厚生労働省)